

## 「禁煙」施設応援事業の分類

種 別	属 性	主な対象施設
1	教育機関	一定期間においてほぼ固定的な生徒・学生・受講者が集まり、一定時間を過ごす施設
2	保健、医療	患者等の受動喫煙の影響を受けやすい者が利用する施設
3	児童施設	20歳未満が主に利用する施設
4	老人福祉施設	高齢者が主に利用する福祉施設
5	飲食店	客に飲食物を提供する施設（調理場と接客スペースがある）
6	宿泊施設	宿泊する施設
7	店舗 娯楽施設	不特定多数の住民が集まり、一定時間を過ごす施設
8	企業 事務所 金融機関	事務・作業などを、ほぼ一定した人員が行う施設
9	その他	その他

種別 1～3:主に改正健康増進法における第1種施設に該当。(一部、第2種施設あり)  
 条例で「敷地内禁煙」となる。  
 ただし、テナント内の施設は「屋内禁煙」となる。

種別 4～9:改正健康増進法における第2種施設に該当し、原則屋内禁煙。